

公 告

「県立大学施設機能の在り方検討支援業務委託」について、次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和6年4月12日

収支等命令者

佐賀県 政策部 政策企画監 中島 健二

1 業務委託の概要

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 発注機関名 | 佐賀県 政策部 |
| (2) 業務名 | 県立大学施設機能の在り方検討支援業務委託 |
| (3) 業務場所 | 県内 |
| (4) 業務内容 | 別紙特記仕様書のとおり |
| (5) 業務予定期間 | 契約締結日から令和6年9月30日（月）まで |

2 入札参加に必要な要件

入札に参加する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(申請者の要件)

- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定に基づき「建築士事務所」の入札参加資格の決定（公告日時点）を受けていること。
- (2) 発注者の業務支援を行うコンストラクション・マネージャー（CMR）として、次のア又はイに記す業務（以下、「CM業務」という。）の内、いずれかの段階について、平成26年度以降に完了した、本業務と同種業務の実績（元請としての業務に限り、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。）を1件以上有すること。

ア 設計段階において、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立った、設計の検討などの各種マネジメント業務（2002年国土交通省「CM方式活用ガイドライン」参照）

イ 一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会発行「CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書（2022年7月改定版）」に記載の基本計画におけるマネジメント、基本設計におけるマネジメント、実施設計におけるマネジメント

※同種業務：

大学施設の建築物の新築又は改築に係る基本計画から実施設計までの間に実施されたマネジメント業務

※大学施設の建築物：

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条及び第 103 条に定める大学に設置される大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 36 条第 1 項に明記されたいずれかの施設を含む建築物

（技術者の要件）

（3）以下の要件を満たす各技術者を配置できるものであること。なお、ここでの同種業務は（2）のとおりとする。

ア 管理技術者

- ・認定コンストラクション・マネージャー（日本コンストラクション・マネジメント協会の資格試験に合格し登録した者（以下、「CCMJ」という。））及び建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士（以下、「一級建築士」という。）の資格を有する者であること。
- ・CM業務の内、いずれかの段階について、平成 26 年度以降に完了した、本業務と同種業務の実績を 1 件以上有すること。

イ 主任担当技術者

- ・「CCMJ」又は一級建築士であること。

ウ 管理技術者は、主任担当技術者を兼任していないこと。

エ 配置予定の技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であり、入札の申込のあった日以前に 3 カ月以上の雇用関係にあること。

※「管理技術者」とは、業務の技術上の管理を行う者をいう。

※「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

3 入札参加資格等に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- （2） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- （3） 入札参加資格確認申請書提出期限日の 6 か月前から現在までの間に、金融機関等において手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- （4） 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていない者で

- あること。
- (5) 本業務の他の入札参加資格確認申請者と、資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。この場合における「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）
- イ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他の会社の役員を現に兼ねている会社
- 1) 株式会社の取締役。ただし、次のaからdに掲げる者を除く。
 - a 会社法（平成17年法律第86号）第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等である取締役
 - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ウ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社
- (6) 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

4 提出資料

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 同種業務の実績調書（別紙1）及び実績を証する書類
- (3) 配置予定技術者調書（別紙2）及び資格等を証する書類
- (4) 同種業務の実績調書（管理技術者）（別紙3）及び実績を証する書類

5 提出資料の受付期間等

以下の期間、以下の受付場所に郵送（書留などの配達記録が残る方法によること。）もしくは持参すること。なお、提出資料に不備があった場合、受付締切日時までに到達しなかった場合は、資格審査の際、「入札参加資格無し」となるので注意すること。

<受付期間>

令和6年4月15日(月)から令和6年4月22日(月)(県の休日を除く。)の9時から16時まで。

なお、郵送による場合も、上記の日時まで以下に以下の受付場所に必着とする。

<受付場所>

佐賀県 政策部 さが政策推進チーム 県立大学担当

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

TEL 0952-25-7494

6 入札参加資格の確認

提出資料の締切後に実施する資格審査により入札参加資格を確認し、令和6年4月26日(金)までに通知する。

本業務の入札に参加できる者は、入札参加資格確認通知書で入札参加資格有りの通知を受けた者に限る。

入札参加資格が無いと通知された場合、通知をした日から5日(休日を含まない。)以内に書面(様式は任意)により、入札参加資格が無いと認めた理由について説明を求めることができる。

7 入札及び開札に関する事項

(1) 入札書の提出期限及び提出場所

ア 日時 令和6年5月9日(木)17時00分 必着

イ 場所 佐賀県 政策部 さが政策推進チーム 県立大学担当
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

ウ 入札方法 郵送または持参
(佐賀県建設工事等入札心得(紙入札用)1.(3)によること)

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年5月10日(金)10時00分

イ 場所 佐賀県 政策部 さが政策推進チーム 県立大学担当

8 落札者の決定方法等

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で「佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領4.(1).③」の規定による最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を定める。

9 入札質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本業務に関する質問は、文書（様式任意、ただし規格はA4版）により行うものとし、電子メールにより受け付ける。この際、受付担当まで電話にてメールの到着の確認をすること。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び電子メールアドレスを併記するものとする。

<質問の受付担当>

佐賀県 政策部 さが政策推進チーム 県立大学担当

TEL 0952-25-7494 E-Mail kendaiteam@pref.saga.lg.jp

<質問の受付期間>

令和6年4月15日（月）から令和6年4月23日（火）の16時00分まで

(2) 質問に対する回答

令和6年4月25日（木）までに、質問のあった者に対しては直接電子メールで回答し、同時に佐賀県庁ホームページ上で閲覧に供する。

10 その他

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

納付すること。ただし、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上とする。

(3) 前金払 有（契約金額の30%以内）

(4) 部分払 有

(5) 本業務の入札に際しては、「佐賀県建設工事等入札心得（紙入札用）」を必ず確認すること。

11 問い合わせ先

佐賀県 政策部 さが政策推進チーム 県立大学担当

TEL 0952-25-7494

E-Mail kendaiteam@pref.saga.lg.jp